

鹿屋市告示第290号

鹿屋市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成18年鹿屋市告示第13号）第2条の規定により、次のとおり指名停止を行ったので告示する。

令和8年5月1日

鹿屋市長 郷原 拓男

1 業者名

株式会社大林組

2 指名停止期間

令和8年5月1日から令和8年5月31日まで

3 指名停止の理由

鹿屋市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱第2条第1項別表第2  
第8号に該当するため